

平均余命の伸びに伴う保険料拠出期間の延長

高橋 俊之*

抄 録

65歳の人の平均余命は60年間で約10年も伸びた。今後さらに約3年伸びる。少子高齢化で、将来の年金に不安を持つ人も多いが、高齢者や女性の就労の増加により、非就業者1人を支える就業者の数は、むしろ増えている。平均余命の伸びに伴い、就労期間＝保険料の拠出期間も伸びている。かつて、平均余命の伸びに伴い、定年が55歳から60歳に引き上がった時期に、1985年改正では、給付乗率を20年かけて引き下げるが、拠出期間が32年から40年に伸びるので年金給付額は変わらないと説明した。2004年改正で導入されたマクロ経済スライド調整により、所得代替率でみて給付水準が2割程度低下する見込みだが、これは拠出期間を40年で固定して見ているからである。65歳までの希望者全員の継続雇用義務が2025年に完成する中、拠出期間が伸びることで、年金水準が低下しないようにできる。2024年の財政検証の分布推計はその姿を示した。平均余命が伸び、就労期間が伸びたのであるから、基礎年金の拠出期間の45年化が必要であるし、マクロ経済スライド調整は、拠出期間の伸びと一体的に説明していくことが重要である。

キーワード：平均余命の伸び、マクロ経済スライド、基礎年金の拠出期間の45年化

社会保障研究 2024, vol. 9, no. 2, pp. 176-191.

I 平均余命の伸びと人口構成の変化のとりえ方

1 平均余命は、60年間で約10年も伸びた。今後45年でさらに約3年伸びる

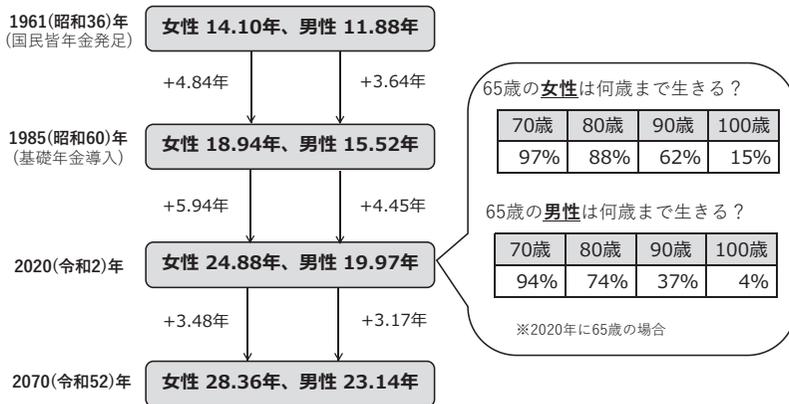
少子高齢化と年金制度を考えると、平均余命の伸びに伴って、就労期間（拠出期間）と老後期間（年金受給期間）がどのように変化したか、という視点が重要である。

2020（令和2）年の完全生命表によると、図1のとおり、「65歳の平均余命」は、男性が19.97年

（84.97歳まで生きる）で、女性が24.88年（89.88歳まで生きる）と見込まれている。65歳の女性のうち、62%は90歳まで、15%は100歳まで生き、男性は37%が90歳まで生きると見込まれ、人々がとても長く生きる社会となっている。

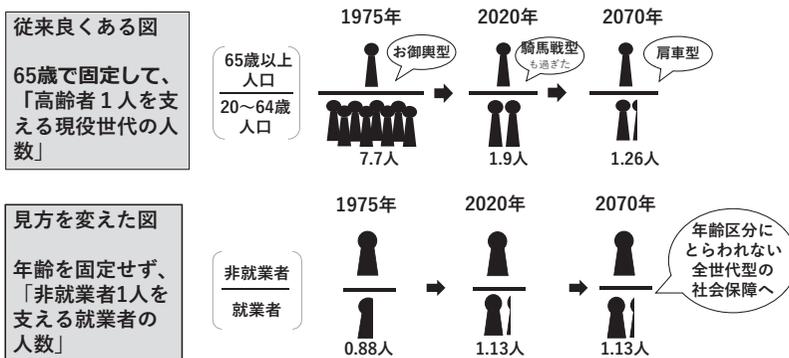
国民皆年金が発足した1961（昭和36）年には、65歳の平均余命は、男性は11.88年、女性は14.10年であったから、この60年間で約10年も長くなった。「日本の将来推計人口」（令和5年推計、国立社会保障・人口問題研究所）によれば、65歳の平均余命は、2070年には男性が23.14年、女性が28.36年

* 株式会社日本総合研究所特任研究員 元厚生労働省年金局長



出所：厚生労働省「完全生命表」（1985年，2020年），「簡易生命表」（1961年），国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」。

図1 65歳の平均余命の伸び



出所：総務省「国勢調査」，国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」。

出所：総務省「国勢調査」，国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」。

総務省「労働力調査」，労働政策研究・研修機構「2018年度労働力需給の推計」。

なお，2070年の就業者数については，男女別・年齢階級別将来推計人口に同就業率（ただし，労働力需給推計の最終年度が2040年度であるため，2040年度以降一定と仮定）を乗じることにより推計。

図2 人口構成の変化についての見方

となり，さらに3年程度長くなる。

2 人口構成の変化は，年齢区分を固定しないと見ると印象が激変する

人口構成の変化について，従来から良くある図は，図2の上段の図のように，年齢区分を65歳で固定して，65歳以上を高齢者人口，20歳～64歳を生産年齢人口として，「高齢者1人を支える現役世代の人数」として表す図である。

1975年には7.7人で1人を支える「おみこし型」であったのが，2020年には1.9人で1人を支えるようになって，「騎馬戦型」（3人で1人を支える）も既に通り過ぎており，2070年には1.26人で1人を支える「肩車型」になってしまうという図だ。これは大変なことになる！と誰もが思う。この説明は，人口構造の変化に対応して，社会保障制度の給付と負担の見直しを進める必要性を説くために使われたが，国民の将来不安を過度に高めてしま

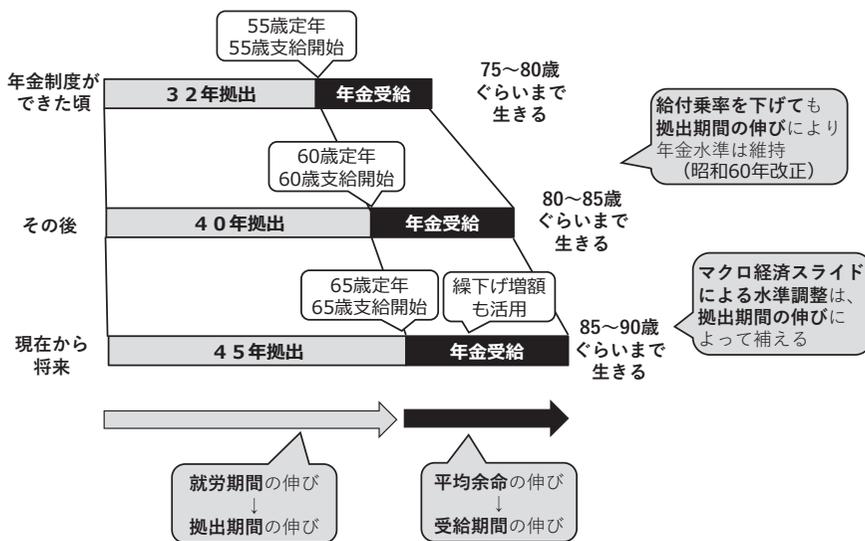


図3 平均余命の伸びと就労期間の長期化に合わせた拠出期間の伸び

う副作用もあった。

しかし、人口構成の変化についての見方を変えて、図2の下段の図のように、年齢を固定せず、「非就業者1人を支える就業者の人数」でみると、印象が激変する。

非就業者を支える就業者の人数は、1975年の0.88人から、2020年の1.13人、2070年の1.13人へと、むしろ若干増えている。高齢者や女性の就労の増加が分母の就業者を増やしたことだけでなく、子どもの減少が分子の非就業者の増加を緩和した効果も含まれていることに留意が必要であるが、年齢区分を固定した上段の図で、いたずらに不安を煽らないことが大切だ。

3 年金制度は、拠出期間と受給期間の並行した伸びの視点で俯瞰することが重要

少子高齢化と年金を考える際には、図3のように、この100年ぐらいのスパンの中で、平均余命の伸びに伴って、拠出期間と受給期間が並行して伸びていく、という大きな流れを俯瞰することが重要である。

年金制度ができた頃は、55歳定年が一般的で、平均拠出期間が32年程度であり、55歳で年金が支給開始され、75~80歳ぐらゐまで生きる(=年金

を受給する)という時代であった。

その後、基礎年金を導入した頃には、平均余命の伸びに伴って、60歳定年が一般的となり、40年間拠出し、60歳で年金が支給開始され、80~85歳ぐらゐまで生きるという時代になった。

現在から将来に向けては、65歳までの雇用継続(定年延長や定年後の再雇用等)が義務化され、拠出期間が45年となり、65歳で年金が支給開始され、85歳から90歳ぐらゐまで生きるという時代である。

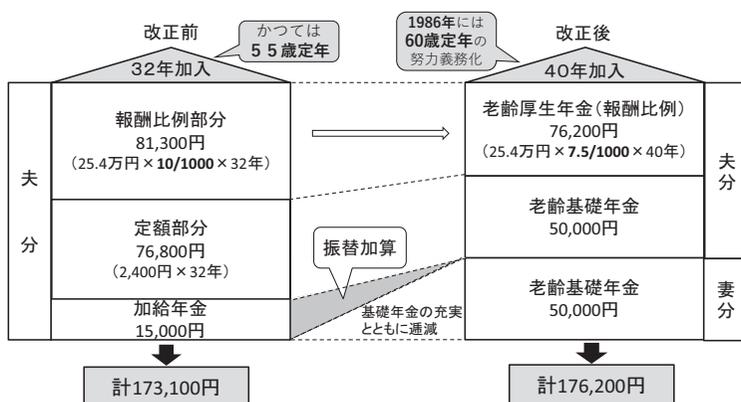
平均余命の伸びに伴い、受給期間が伸びる一方、就労期間の伸びに伴い、拠出期間が伸びる。そのバランスの視点で見ることが重要だ。

II 就労期間の伸びと一体的に説明するマクロ経済スライド調整

1 昭和60年改正で、32年加入から40年加入の時代に合わせた給付乗率の引下げ

平均余命と就労期間の伸びに対応した年金制度改正を、とてもうまく説明したのが、1985(昭和60)年改正だ。

戦前から戦後の高度成長期にかけては、55歳定年が一般的であったが、平均余命の伸びに伴い、



- 注1：25.4万円は、現役男子の平均標準報酬月額。32年は、改正前の平均加入期間。2400円は、1980（昭和55）年改正時の単価2050円を1984（昭和59）年度価格に換算したものの。
- 注2：給付乗率は、その後、2000（平成12）年改正で、さらに5%引き下げ（7.125/1000）られた上で、総報酬制（賞与にも保険料を課す）に伴う乗率の換算により、現在は5.481/1000となっている。

図4 1985（昭和60）年改正による給付水準の適正化

徐々に60歳定年が増え、1985（昭和60）年には、60歳以上の定年が55.4%となり、55歳定年の27.0%、56～59歳定年の17.4%より多くなった（労働省「雇用管理調査」、常用労働者30人以上の民間企業の定年年齢別企業割合）。

厚生年金の報酬比例部分の年金額は、加入期間の標準報酬額の平均額に、給付乗率と加入期間の月数を乗じて計算するから、同じ計算式のままで加入期間が伸びると、現役の賃金水準と比べた年金額の水準が高くなり、将来の保険料の上昇が見込まれる中で、バランスが失われる。

そこで、基礎年金制度を導入した1985（昭和60）年改正では、平均32年の加入期間が40年加入に伸びることを見込んで、厚生年金の報酬比例部分の給付乗率を、1000分の10から1000分の7.5に、生まれた年度ごとに20年かけて少しずつ引き下げることとした。図4のように、改正前は、32年加入で月額17万円の年金になったが、改正の完了後には、40年加入で同じ月額17万円の年金が給付される。

これを、「平均余命の伸びに伴い、年金財政が厳しくなるから、給付乗率を引き下げざるを得ない。」と説明したのでは、年金水準の引き下げと印象づけられ、国民が強い失望と反感を持つ。1985

（昭和60）年改正では、「平均余命が伸び、就労期間が伸びるから、保険料拠出期間も伸びるので、保険料の高騰を防ぐために給付乗率を引き下げても、年金額は変わらない」と説明した。給付乗率の調整と拠出期間の伸びをセットでとらえる説明をしており、今の時代に大いに参考になる。

2 定年の引上げと並行して、支給開始年齢を55歳→60歳→65歳へ引上げ

厚生年金の支給開始年齢は、1944（昭和19）年の制度創設当初は、男女とも55歳であった。当時は55歳定年制が一般的だったからだ。その後、平均余命の伸びに合わせて、図5のとおり、支給開始年齢の引上げと定年制の引上げが、並行して進んだ。

厚生年金の55歳開始から60歳開始への引上げは、男性は、1954（昭和29）年改正により、1957年から1973年まで16年かけて引き上げられた。女性は、1985（昭和60）年改正により、1987年から1999年まで12年かけて引き上げられた。

一方、定年制度は、1986年に高齢者雇用安定法が制定されて、定年を定める場合は60歳を下回らない努力義務が設けられた。その後、1994年改

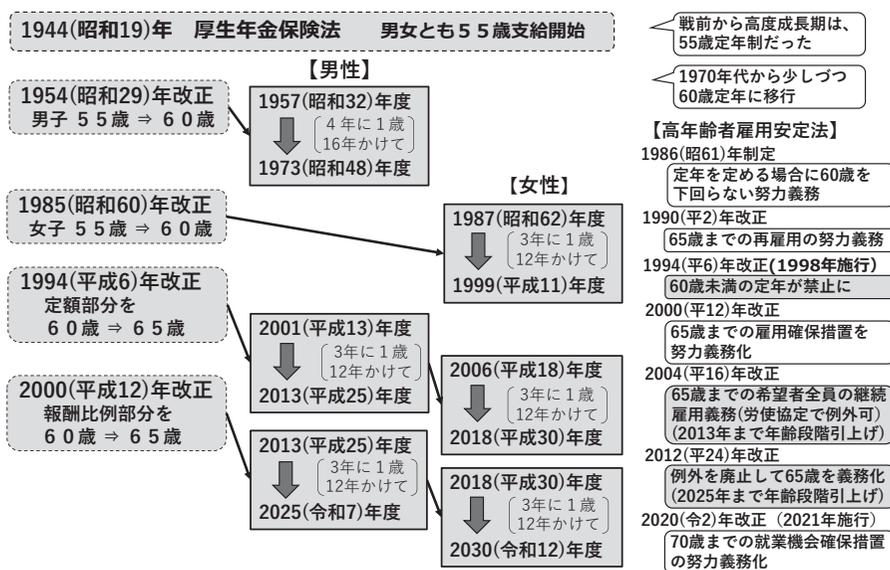


図5 厚生年金の支給開始年齢の引上げと定年制度

正（施行は1998年）で、60歳未満の定年が禁止された。

次に、厚生年金の60歳開始から65歳開始への引上げは、まず定額部分について、1994（平成6）年改正により、男性は2001年度から2013年度まで12年かけて引き上げられた。女性は5年遅れとなった。続いて報酬比例部分について、2000（平成12）年改正により、男性は2013年度から2025年度まで12年かけて引き上げられた。女性は同じく5年遅れとなった。

一方、定年制度は、高年齢者雇用安定法の1990年改正で、65歳までの再雇用の努力義務が設けられた。2000年の改正では、65歳までの高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度の導入、その他の必要な措置）が努力義務とされた。そして、2004年の改正で、65歳までの希望者全員の継続雇用が義務化に格上げされた。ただし、このときは、労使協定で定めれば、継続雇用制度の対象者を限定できる例外措置が設けられていた。また、経過措置として、雇用確保措置の対象年齢は、厚生年金の1階の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引き上げることとされた。その後、2012年改正で、この労使協定による対象者の限定

の例外規定が、厚生年金の2階の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に廃止され、65歳の継続雇用措置の義務化が完成する。

厚生年金の支給開始年齢の65歳への引上げは、男性では2025年に、女性では2030年に完成する。この60年間で、65歳の平均余命が10年程度伸びたのであるから、定年制も55歳から65歳へと10年上がり、年金制度も70年程度をかけて支給開始年齢が55歳から65歳へと10年上がったことは、その間、さまざまな議論や経過があったが、自然な流れと言える。

3 マクロ経済スライド調整は、加入期間の伸びとセットで説明した方が良い

2004（平成16）年の年金改正では、少子高齢化の見通しが厳しくなったことにより、抜本的な改革に迫られ、図6のとおり、①上限を固定した上での保険料の引上げ、②基礎年金の国庫負担率の3分の1から2分の1への引上げ、③積立金の活用、④マクロ経済スライドの導入の4点からなる新しい長期的な年金財政の枠組みを導入した。

「マクロ経済スライド調整」は、少子高齢化が進む中で、財源の範囲内で給付水準を自動調整する

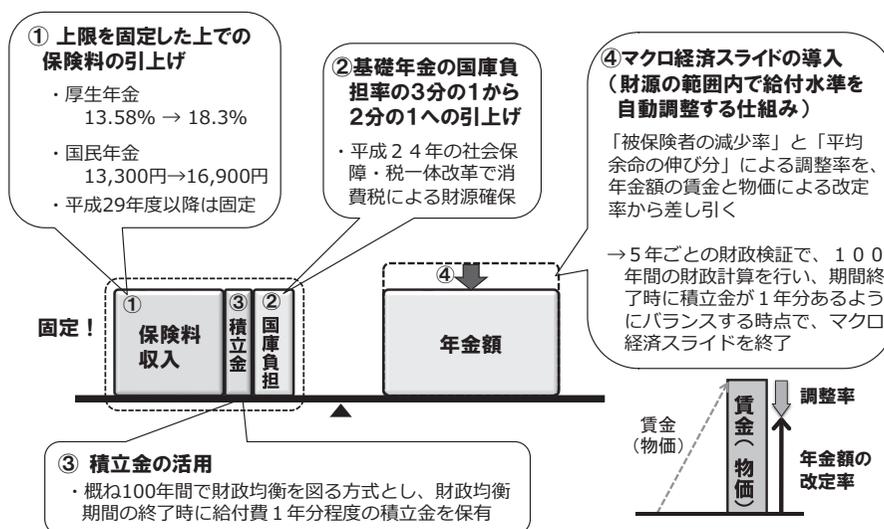


図6 2004（平成16）年改正による年金制度の長期的な財政の枠組み

仕組みである。被保険者の減少率（直近3年度平均）と、平均余命の伸び分（年率▲0.3%）による調整率を、年金額の賃金と物価による改定率から差し引くことで、名目額は下げずに、長い年数をかけて、少しずつ、給付水準を調整していく。5年ごとの財政検証で、100年間の財政計算を行い、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有できるようにバランスする時点で、マクロ経済スライドを終了する。

マクロ経済スライドにより、モデル年金（男子平均賃金で40年加入した場合の夫婦世帯の年金額）の所得代替率は、60%程度から50%程度に2割程度低下していく。保険料の引上げ、国庫負担率の引上げ、積立金の活用というあらゆる努力をしつつ、その上で財源が足りない分については、給付水準の調整で対応するものであり、保険料の高騰を防ぐためには、やむを得ない措置であるものの、長期的に年金の水準が2割程度低下していくことが国民に強く印象づけられてしまい、年金制度への不信は払拭できていない。

しかし、これは、マクロ経済スライドが40年加入で年齢を固定したモデル年金の所得代替率の指標でみたことによるものであり、実際は、平均余命が伸びることで、就労期間が伸び、保険料の拠

出期間も伸びていくことにより、マクロ経済スライドによる給付水準の低下を生じないようにできる。

図7のとおり、2024年の財政検証の経済前提が過去30年投影ケースでは、モデル年金の所得代替率は現状の61.2%から将来50.4%に低下するが、66歳10月まで就労し、繰下げ受給を選択すれば、マクロ経済スライドの調整後でも、現在と同じ所得代替率61.2%が確保できる計算である。

平均余命や就労期間が伸びる中、66歳10月まで就労して、拠出期間を46年10か月に延長して年金を増やし、さらに年金の受給開始を66歳10月に繰り下げて15.4%増額すれば、この2つの効果により、所得代替率が現在の40年加入の場合と同じ水準となる。

4 若い世代や女性は厚生年金期間の増加により年金額が増えることが、分布推計により可視化された

2024年の財政検証では、初めて「分布推計」が行われた。これは、実際の個人単位の被保険者記録を5分の1で抽出して、個人毎に被保険者種別等の遷移と、第1号被保険者の場合には保険料の納付状況の遷移、厚生年金被保険者の場合には標準

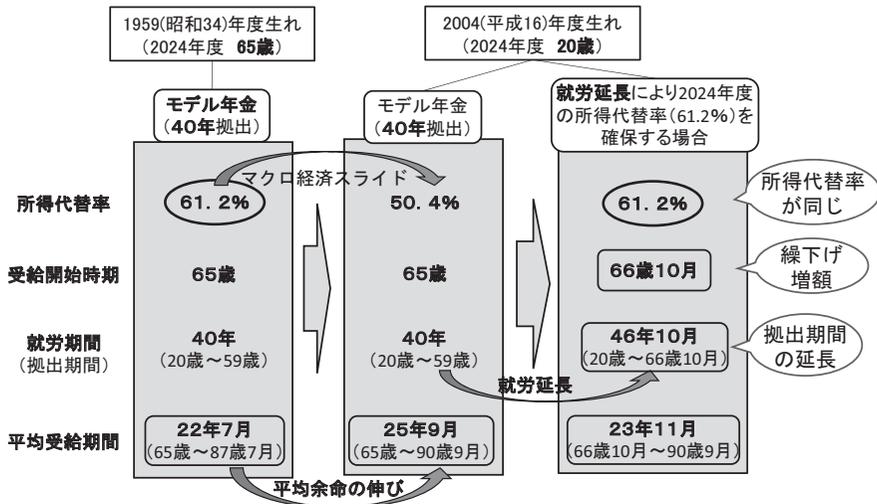


図7 現在と同じ所得代替率を確保できる受給開始時期の選択

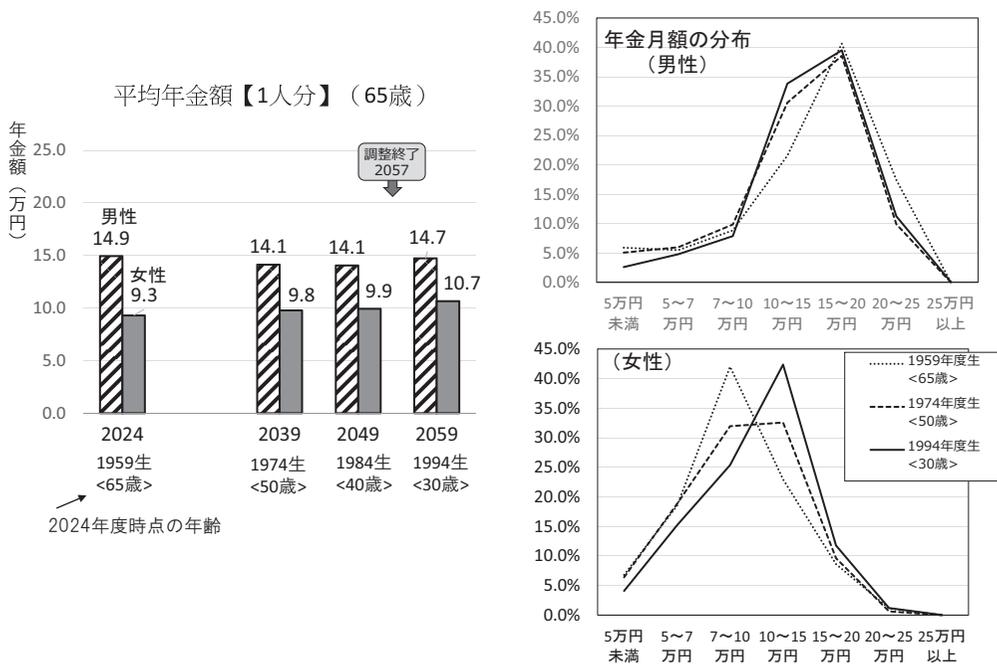


図8 年金額分布推計 (2024年財政検証, 過去30年投影ケース)

報酬の推移等をシミュレーションし、65歳時点の老齢年金の年金額の分布を推計したものである。その結果、若年世代ほど労働参加の進展により

厚生年金の被保険者期間が増加することが明らかになった。図8のように、1959年度生(2024年に65歳)と1994年度生(同30歳)を比べると、過去30

年投影ケースの場合で、平均年金額（物価上昇率で割り戻した実質額）は、男性では14.9万円から14.7万円へとほぼ同じである。女性では9.3万円から10.7万円に増加する。

また、平均年金月額をグラフにして、1959年度生（2024年に65歳）、1974年度生（同50歳）、1994年度生（同30歳）を比較してみると、男性では、10万円未満の低年金者と、20万円以上の高年金者が減って、中心に集まっている。女性では、山が大きく右へ動いている。

この分布推計を見れば、若い人の年金水準が低下するのではないかという不安は、一目瞭然で払拭されるのではないか。なお、これは65歳到達年度末時点の年金額の推計であるから、65歳台後半の厚生年金の加入の増加や、今後の被用者保険の適用拡大の推進を含めれば、更に増加が見込まれる。

5 今後、本格的に続くマクロ経済スライド調整についての説明の仕方

拠出期間が32年から40年に伸びていく時代において、1985（昭和60）年改正では、新規に受給開始する者から、20年かけて給付乗率を少しずつ引き下げた。拠出期間が伸びることから、給付乗率を引き下げても、年金の給付水準は変わらないと説明した。この手法では、65歳に到達して新規に受給開始をした後は、給付乗率は下がらない。

一方、2004（平成16）年改正で導入されたマクロ経済スライド調整では、新規裁定年金だけでなく、既裁定年金にも調整を行う。拠出期間が40年から45年に伸びていく世代では、年金水準は低下しないが、40年拠出の時代に就労を終え、年金受給者世代となった人にとっては、年金水準の低下の影響を受けることとなる。

2004（平成16）年改正において、拠出期間の伸びに応じた生年度別の給付乗率の調整という手法をとることができなかったことには、いくつか理由がある。

第一に、当時は、まだ、厚生年金の定額部分の支給開始年齢の65歳への引上げが、開始されたばかりの時代であり、高齢者雇用安定法について

も、2000年改正で65歳までの雇用確保措置の努力義務が規定されたにとどまる時代である。当時は、拠出期間40年がまだ標準的であり、将来の45年拠出の時代に向けて、新規受給者から少しずつ調整していく、という発想には至らなかったと考えられる。

また第二に、当時は、年金の世代間格差を問題視する世論が強かった。賦課方式の下で、少子高齢化が進むと、既に受給者となっている高齢者世代に比べて、若い世代の年金水準が低下するという問題意識で、いわゆる「給付負担倍率」も注目された。1985（昭和60）年改正による給付乗率の調整は、2011年までの20年かけて行う途上であったし、1994（平成6）年改正、2000（平成12）年改正による支給開始年齢の65歳へ引上げが、これから進められるという時代であった。このため、新規受給者だけでなく、既受給者も同様に給付調整をすることが、必要不可欠と考えられた。

そして第三に、当時は、年金制度の持続可能性への疑問が強く、マクロ経済スライドにより自動的に財政均衡を図る仕組みを導入することで制度の持続可能性を確保したことを示す必要があった。

このようなことから、2004（平成16）年改正は、1985（昭和60）年改正と異なる手法が講じられたと考えられる。

マクロ経済スライド調整は、導入当時、想定できなかったデフレ経済の長期化により、発動が遅れた。マクロ経済スライドは、2015（平成27）年度に初めて発動されて以降、これまで、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度、2024（令和6）年度の5回発動されている。2016（平成28）年改正で導入されたキャリアオーバー制度は、2018（平成30）年4月に施行され、その年度の改定で直ちに効果を発揮し、2018（平成30）年度の未調整分は、2019（令和元）年度に繰り越されて実施・解消されている。従って、マクロ経済スライド調整は、2018年度分から機能していると言える。

今後、マクロ経済スライド調整は、2024年の年金財政検証の過去30年投影ケースでは、2057年度

まで続くと試算されている。物価や賃金が上昇基調の経済になったので、調整は継続的に発動が見込まれる。

マクロ経済スライドは、新規裁定年金にも既裁定年金にも同様に適用されるから、就労期間が伸びる前の60歳定年が標準であった世代の年金水準も、今後調整が進むことになる。既裁定年金は、物価スライド（実質賃金がマイナスのときはそれより低い賃金スライド）からマクロ経済スライド調整分を差し引くため、年金の実質価値（購買力）は低下せざるを得ない。しかし、この世代は、その後の世代から見れば、厚生年金の支給開始年齢が60歳であり、年金の受給期間が長い世代であることや、80歳台から上の世代では厚生年金の給付乗率が今より高かった世代でもあることも考慮すれば、必ずしもバランスを欠くとは言えないと考える。

マクロ経済スライド調整は、制度導入時には、60歳から65歳に就労期間が伸びていく時期と並行して実施される想定であったが、発動の遅れにより、65歳までの継続雇用が実現した後に、遅れて調整が進むこととなった。

以上説明したように、マクロ経済スライド調整を、単に年金の給付水準の引き下げととらえることは、適切でない。「マクロ経済スライド調整が行われても、拠出期間の伸びにより、水準低下は生じないようにできる」という説明をすることが重要であり、マクロ経済スライド調整と拠出期間の伸びを一体的に説明することが重要である。

Ⅲ 基礎年金の拠出期間の45年化の必要性

1 基礎年金の拠出期間が40年であるのは、当時の一般的な就労年齢に由来する

現行の基礎年金制度の拠出期間は、20歳以上60歳未満の40年間となっている。

基礎年金制度が作られた1985年の当時、厚生年金の被保険者資格に年齢制限はなかったが、支給開始年齢は60歳（女性は55歳）であった。戦後の高度成長期は55歳定年制が一般的で、1970年代から少しずつ60歳定年への移行が進んだ時代であっ

た。また、国民年金法は、1961（昭和36）年に制定された際、20歳以上60歳未満の40年間が被保険者期間であり、年金給付は65歳からという制度であった。

基礎年金制度が制定された当時は、一般的な就労年齢は60歳までであったことや、国民年金の拠出期間が40年であったことを背景に、基礎年金制度は、20歳から60歳までの40年間を拠出期間とする制度として作られた。

2 平均余命と就労期間が伸びた現状に現行制度は合わなくなっている

基礎年金制度が導入された1985年から、既に40年近くが経過し、65歳時点の平均余命は、当時より女性で6年、男性で4.5年長くなっている。また、定年制度も、基礎年金制度が導入された頃の1986年に、定年を定めるときは60歳を下回らない努力義務が定められた時代であったが、2000年には65歳までの雇用確保措置が努力義務化され、2025年には、65歳までの雇用確保措置の義務化が完成する。

そのような中で、厚生年金の支給開始年齢の60歳から65歳への引上げが段階的に進められ、65歳支給開始が男性では2025年、女性では2030年に完成する。

このように、平均余命が5年程度伸び、65歳までの就労が一般化する中で、基礎年金制度は、60歳までの40年拠出のままとなっていることから、いくつかの不合理が生じている。

厚生年金では、70歳までは被保険者で、同じように保険料を負担しているが、60歳までしか基礎年金に結びつかない。60歳以降も、厚生年金の加入期間が40年に達するまでは、経過的加算の対象になるが、それ以外の人は、同じ18.3%の保険料負担をしながら、1階の年金は増えない。

また、国民年金の人も、60歳台前半は保険料を拠出することができず、年金を増やしたくても増やすことができない。国民年金保険料は、社会保険料控除の対象となり、税制上の配慮があるし、基礎年金には2分の1の国庫負担分の支援もあるが、このような措置は、40年の拠出期間に限られ

てしまっている。

平均余命が伸び、就労期間が伸びた現状に、現行制度は合わなくなっている。

3 基礎年金の45年化は、多くの人にさまざまなメリットがあり、実現が急がれる

基礎年金の拠出期間を40年から45年に延長した場合、「老齢基礎年金満額」は、40分の45に増え、12.5%増えた額に増額される。その上で、基礎年金の拠出期間45年化の効果については、図9のとおり、国民年金第1号、第2号、第3号被保険者により異なる。

(1) 第1号被保険者のメリット

国民年金第1号被保険者の場合は、基礎年金45年化により、5年分延長して保険料を納付すると、基礎年金が増える。基礎年金には、2分の1国庫負担相当分が含まれるので、納付した保険料に対して、有利な年金額となる。また、国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象であるから、保険料を納付することで、税金が安くなる。

一方、低所得で保険料納付が困難な場合は、申請免除を受ければ、国庫負担2分の1相当分が、基礎年金の給付に結びつき、年金が増額する。現

在、50歳台後半の保険料納付率は高いから、60歳台前半でも、同様な納付率が期待できる。

2024年度の国民年金保険料（月約1.7万円）をもとに計算すると、5年間で約100万円の「負担増」になる。このうち、社会保険料控除により所得税と住民税をあわせた税率が20%の人は約20万円の税金が軽減される。そして、2024年度の基礎年金額（年81.6万円）をもとに計算すると、年約10万円の給付増となる。すなわち、65歳から8年で「元が取れる」計算であり、圧倒的に「お得」である。無理解に負担増だとネットで騒がれたぐらいで慎重になる必要は全く無い。

なお、現在、日本年金機構では、国民年金第1号保険料について、控除後所得が300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している場合は、強制徴収対象者と位置付けた上で、最終催告状を送付し、督促しても自主的に納付しない人について、滞納処分を行っている。基礎年金45年化をした場合でも、60歳台前半は、強制徴収の対象とする所得水準を、当分の間、高額所得者に限定して始めることが必要ではないかと私は考えており、そのようにすれば、「負担増ではないか」という意見も実質的に無くなると考える。

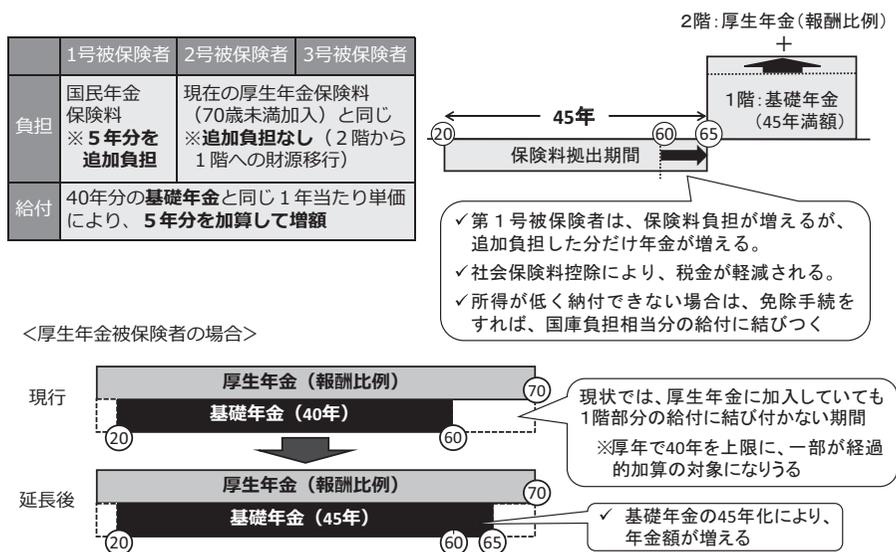


図9 基礎年金の拠出期間の45年化による年金の充実

(2) 第2号被保険者のメリットと経過的加算の見直しの必要性

一方、厚生年金の被保険者の場合は、70歳未満まで厚生年金の加入資格があるので、基礎年金の拠出期間が45年化されても、保険料負担は変わらない。むしろ、現状では、60歳台で厚生年金に加入し、同じ保険料を負担しているにもかかわらず、基礎年金は増えないので、「損をしている」と感じる仕組みと言わざるを得ない。

45年化した場合、60歳前半のうち、現行で経過的加算の対象となる月数は、経過的加算が基礎年金に振り替わるので年金額は変わらないが、経過的加算の対象とならない月数については、基礎年金の対象となるので、年金額が増額する。

厚生年金保険料は、報酬比例の厚生年金の財源に充てる部分と、基礎年金の財源に充てる部分があり、あらかじめ区分されていないので、本来は基礎年金に充てるはずの財源の一部が、厚生年金に使われていることになる。基礎年金が45年化されれば、その財源が基礎年金に充てられることになる。

厚生年金の経過的加算は、1985（昭和60）年改正で基礎年金制度が作られた際に、従来の厚生年

金の定額部分の給付のうち、基礎年金の対象とならない部分を、引き続き加算として支給する仕組みとしたものである。

現在では、定額部分と老齢基礎年金の単価はほぼ同額なので、実質的には、基礎年金拠出期間外の厚生年金被保険者期間（20歳未満・60歳以上）に応じて、1階部分に相当する額を老齢厚生年金に加算する制度となっている。（単価差を補う部分は廃止しても良いと考える。）

従来の厚生年金の定額部分には、40年の上限があり、厚生年金の加入期間がそれより長くても、定額部分は40年分が満額という仕組みであった。このため、経過的加算も、厚生年金の加入期間のうち40年（480月）の上限を超えた部分は、対象とならない仕組みである。

例えば、図10の事例A（大学卒業後23歳から70歳まで会社員として働いて、厚生年金に48年間加入した場合）では、大学生の2年間は国民年金第1号被保険者で、就職後59歳までの38年間は国民年金第2号被保険者で、合計40年分の基礎年金になる。厚生年金期間のうち38年は基礎年金の対象になっているので、40年の上限の範囲であと2年分を、厚生年金の経過的加算として受給できる。残

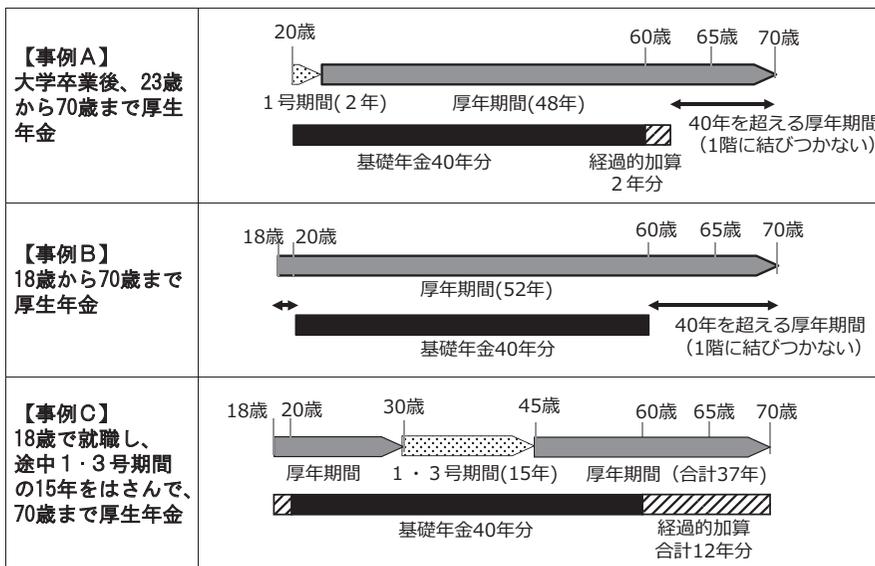


図10 厚生年金の経過的加算と基礎年金

りの8年分は、1階部分に結びつかない。

また、事例B（高卒で18歳から70歳まで会社員として働いて、厚生年金に52年間加入した場合）では、20歳から59歳までの40年間で国民年金第2号被保険者で、基礎年金に結びつく。しかし、20歳前と60歳以降の12年間は、1階部分に結びつかない。

一方、事例C（高卒で18歳から30歳までの12年間で45歳から70歳までの25年間で会社員として働いて合計37年間の厚生年金期間があり、途中15年間の第1号又は第3号被保険者期間がある場合）では、12年分の経過的加算が受給でき、1階部分に結びつかない期間は生じない。

この各事例のように、現行制度では、長く就労した場合、途中の第1号・第3号期間の長さにより、経過的加算や1階部分に結びつかない期間の長さが異なる。第3号期間がある人が優遇されているととらえて不公平感を持つ人もいるだろう。また、大学卒で就職した人は経過的加算が数年は付くが、高校卒で就職して長年勤め上げた人に経過的加算が付かないのは、一般的には高校卒の人は大学卒の人より賃金水準が低いことが多く、報酬比例の年金額も低くなりがちで、公的年金制度の所得再分配機能の観点から、適切でない。

基礎年金が45年化されれば、事例Aでは、経過的加算2年からの振り替わりを含め、5年分の基礎年金が増える。事例Bでは、5年分の基礎年金が増える。事例Cでは、経過的加算5年分が基礎年金5年分に振り替わる。これにより、60歳台前半で、1階部分に結びつかない期間が解消する。

基礎年金の45年化をした場合でも、厚生年金期間のうち20歳未満と65歳以上の期間は残るので、経過的加算の制度は、名称は例えば「長期加入者加算」などと変えた方が良く、引き続き必要と考える。

その際、経過的加算の40年上限の仕組みについては、現行制度を5年延長して、45年上限（540月）に改めることも考えられる。厚生年金期間での45年とするのは、厚生年金保険料の納付実績（厚生年金財政への貢献の実績）を考慮する考え方による。また、高齢者の就労意欲を削がないよう、1階

部分に結びつかない期間を完全に解消するため、上限を廃止することも考えられる。定額部分には、保険料財源の中での所得再分配効果があり、賃金水準が低かった人が長期就労で年金額を増やせる効果は、上限を廃止した方が大きくなる。

（3）第3号被保険者のメリットと第3号制度の縮小方針との関係

厚生年金被保険者の被扶養配偶者は、現状では、第3号被保険者になるのは20歳以上60歳未満の場合に限られ、60歳以上の被扶養配偶者は、第3号被保険者ではない。基礎年金が45年化され、現行制度が5年延長されると、65歳未満の被扶養配偶者は、第3号被保険者となり、基礎年金が増額する。

第3号被保険者の制度については、さまざまな意見があり、基礎年金の拠出期間を45年化しても、第3号制度は60歳未満で維持するのが良いという意見もある。

しかし、平均余命の伸びに伴い、就労期間（＝拠出期間）と受給期間が並行的に伸びていくという大きな流れの中で考えると、基礎年金45年化は、第3号被保険者制度の是非の議論と切り分けて、論じるべきである。就労年齢が広がった部分は、現行制度と同じ形で延長することが、「現行制度の維持」であり、第3号制度の拡大ととらえるべきではない。

その上で、被用者保険の適用拡大を進めることで、第3号被保険者を減らしていく方向であることは、60歳台前半についても、同じである。

（4）遺族・障害基礎年金受給者のメリット

遺族基礎年金と障害基礎年金2級の年金額は、加入期間の長さにかかわらず、老齢基礎年金の満額と同額であり、障害基礎年金1級は、その1.25倍の額となっている。年金制度の考え方として、障害・遺族の保険事故は、老齢という保険事故の前倒し（早く事故が発生した）と考えるので、老齢基礎年金の満額と同じ額に設定されている。基礎年金の45年化がされた場合は、老齢基礎年金の満額が、40分の45の金額になるので、障害基礎年金

や遺族基礎年金の額も、その額に増えることになる。

障害基礎年金や遺族基礎年金も、マクロ経済スライド調整により、将来、所得代替率で見た給付水準が低下していくが、とりわけ障害基礎年金は、若い頃に障害になった場合には、長い間続出し、老齢年金と違って、就労期間の伸びにあわせて拠出期間を伸ばすことにより、水準の低下を補うということも難しい。このため、加入者全体で拠出期間を45年に伸ばす効果を、障害基礎年金などにも及ぼして、水準の低下を防ぐ必要がある。

その際、45年化後の年金額を適用する対象者の範囲について、施行日より後に発生した保険事故について45年水準とするという方法では、若くして障害となった人は、将来、45年化後の老齢基礎年金の受給者が一般的になった後でも、40年分の低い額にとどまってしまうという問題が生じる。

障害・遺族の保険事故は、老齢という保険事故が早く発生したものであるから、施行日における受給者の年齢で対象者の範囲を決めることとし、45年拠出の対象年齢の人にはその水準の年金額を支給するという考え方が良いと考える。例えば1984年生まれで現在40歳の受給者は、同じ年齢の人は将来45年拠出の老齢基礎年金の対象となる年齢であるから、45年拠出の水準の障害・遺族基礎年金を受給するとするものである。この場合は、現在の既存の多くの障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者の年金額が、早期に増えることとなる。

4 5年延長分の国庫負担相当分は、当面、保険料財源でみることが考えられる

基礎年金の拠出期間の45年化は、かねてより提案されながら、延長する5年分の給付についての2分の1国庫負担相当分の財源をどうするか、という課題があるため、実現が遅れてきた。

この論点については、基礎年金の拠出金の2分の1に国庫負担をする仕組みであるから、基礎年金の拠出期間が45年に延長されれば、当然にその部分に国庫負担が入るべきであるという意見も強い。

しかし、そのためには、将来1兆円程度の追加の税財源が必要であり、国民に追加の税負担をご理解いただく必要がある。子育て、医療、介護などを含めて、社会保障費をどう賄うかという議論の中で、考える必要もある。

国庫負担は、保険料の納付時に行われるのではなくて、基礎年金の給付時に行われる仕組みであるから、延長する5年分の給付についての2分の1国庫負担相当分の金額は、当初は対象者が少ないため金額が小さく、長い年数をかけて少しずつ大きくなる。多くの受給者が45年加入という時代になるのは、30年後になる。財源確保の議論には、時間がかかるので、当面は保険料財源で行うこととした上で、将来、財源確保ができた場合には、その時点から国庫負担を行うこととすれば良いと考える。

基礎年金45年化については、2024年財政検証のオプション試算では、2014年財政検証や2019年財政検証のオプション試算と同条件で試算が行われたため、延長部分に国庫負担を行わない場合の試算はされていない。一方、2020年12月の年金数理部会で年金局が公表した2019年財政検証の追加試算では、基礎と比例のマクロ経済スライド調整期間の一致と組み合わせて基礎年金の45年化を実施する場合に、延長分に国庫負担が入る場合と、保険料財源だけで行う場合の両方の試算がされている。

国庫負担がされない部分は、保険料と積立金の財源から拠出することになるので、マクロ経済スライド調整期間の長さに影響する。延長部分に国庫負担が有る場合は、無い場合と比べて、調整期間の終了が2年早く、所得代替率が2%程度高くなると試算されている。

当面、国庫負担なしで45年化をしたのでは、将来にわたり、国庫負担は入れられなくなるのではないかと心配する意見もある。しかし、国民の皆様に増税をお願いするときは、増税をして国庫負担が増えれば、マクロ経済スライドが2年早期に終了し、所得代替率が2ポイント上昇するが、ご理解をいただけるか、と説明するのが正攻法である。国民の皆様のご理解を得られない場合には、

45年の基礎年金給付の国庫負担割合は、実質的に44.4% (= 50% × 40年 ÷ 45年) となり、税と保険料の役割分担の判断として、国民がそのような選択をする、という意味を持つ。

5 平均余命の伸びに伴う拠出期間の伸びであるから、所得代替率も45年化すべき

年金制度の財政検証では、拠出期間を40年で固定して、将来の年金水準の見通しを試算している。しかし、これは、65歳までの希望者全員の継続雇用が義務化され、20歳からの拠出期間45年が一般化する時代には、合わなくなっている。

所得代替率の計算方法を規定している法律の規定は、2004（平成16）年改正法附則第2条にある。この規定は、給付水準の下限を規定したもので、モデル年金の所得代替率が50%を上回るような給付水準を将来にわたり確保するものとするとして規定している。

具体的には、40年加入した老齢基礎年金満額の夫婦2人分と、厚生年金の男子被保険者の平均的な標準報酬額で40年加入した場合の老齢厚生年金の額を合計した額（モデル世帯の年金額）の、男子被保険者の平均的な標準報酬額から公租公課の額を控除した額に相当する額（手取り賃金額）に対する比率が、100分の50を上回るような給付水準を将来にわたり確保するものとするとして規定している。

その上で、政府は、年金の財政検証の作成に当たり、次の財政検証が作成されるまでの間にこの比率が100分の50を下回ることが見込まれる場合には、調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとし、その際、政府は、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする、と規定している。

2004（平成16）年改正法の立法当時は、まだ、厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げが、60歳から65歳に向けて2001年度から3年に1歳ずつ開始されたばかりの時代であり、高年齢者雇用安定法についても、2000年改正で65歳までの雇用確保措置の努力義務が規定されたにとどまる時代で

ある。当時は、拠出期間40年がまだ標準的であった。

しかし、2025年には、厚生年金の男子の支給開始年齢の65歳への引上げと、高齢者雇用安定法による65歳までの希望者全員の継続雇用義務が完成する。

基礎年金の拠出期間の45年化と合わせて、2004（平成16）年改正法附則第2条による給付水準の下限の規定も、拠出期間45年に改正する必要がある。

この論点については、モデル年金の所得代替率50%の目標を、40年拠出から45年拠出の計算に改めることは、目標の実質引き下げではないか、という意見があると思われる。

しかし、平均余命の伸びに伴って、受給期間（老後の期間）と拠出期間（就労期間）が伸び、それに伴って行う45年化であるから、図3で示したような年金制度の大きな流れに基づいて考えると、給付水準の引き下げとは言えない。

むしろ、拠出期間が40年から45年に伸びた時代になっても、40年拠出のまま固定した所得代替率50%を目標とするならば、45年拠出をする多くの人にとって、実際の給付水準が目標水準よりも上昇することになるから、給付及び費用負担の在り方について検討を行う基準として、適切に機能しなくなる。

6 40年加入の時代から、45年加入が標準の時代へ

2024年7月3日の社会保障審議会年金部会では、財政検証結果を佐藤数理課長から説明した後、橋本年金局長から、今回の検証結果に関する事務当局としての基本的な受け止めとして、発言があった。

橋本年金局長は、その中で、基礎年金の水準の低下の課題に対応する施策としては、「基礎年金の45年化についてみると、健康寿命の延伸、働く高齢者の増加、年金制度の支え手と受け手のバランスといったさまざまな観点からみて、最も自然なやり方」である一方、「第1号被保険者の方々についてみると、免除制度はあるものの、60歳を過

ぎでも引き続き年金保険料を納める必要が生じ、月々約1万7千円、5年間で約100万円の保険料を追加的に支払って頂くこととなります。このことをとらえ、5年間で100万円の保険料負担の増加だけを切り取った報道やネット上での批判が絶えず行われてきました。」とし、「残念ながら、今日の時点に至ってもそのような批判を一掃できているとは言えません。力不足をお詫びしたいと思います。」と述べ、「たとえこの先、年末に向けて45年化の議論を続けていったとしても、それを最終的に法律案としてとりまとめて閣議決定し、国会に提出して成立させることができるのか、年金当局の責任者として確たる見通しを持つことができません。」と慎重な認識を述べた。

橋本年金局長は、その上で、「健康寿命の延伸等を考えれば、基礎年金の拠出期間の延長を行うことが最も自然な対応策であることも、所得代替率を確保する上で有効性の高い、意義のある方策であることも、間違いのないと思っており、45年化という政策手段が何ら否定されるべきではありません。たとえ、今のこの状況の下で次期制度改革に盛り込めなかったとしても、それで45年化の議論が終わりということではなく、将来再び、45年化の議論の必要性が高まることも十分考えられると思っております。」と述べ、その次の2030年改正以降の検討課題という認識を示した。

基礎年金の拠出期間の45年への延長は、多くの人にメリットが有る極めて有意義な施策であり、専門家によるネット上での正しい解説も増えてきており、この時点で、政策当局者から上記の認識

が示されたことは、極めて異例であり、甚だ残念であるが、政治情勢が不安定な中で、局長の発言の中にあるように、「総合的に考えた中で、苦渋の判断」なのだろうと受け止め、年金制度改革は、段階的に一歩ずつ取り組んでいくものであり、その次につながる議論を期待したい。

先述の図3のように、平均余命の伸びに伴って、拠出期間と受給期間が並行して伸びていく、という大きな流れを俯瞰してみると、足りないことがある。それが、基礎年金の拠出期間の45年化だ。

実態としては拠出期間45年の時代に入っているにもかかわらず、基礎年金に結びつけられる期間は40年のままで据え置かれている。また、年金水準の指標である所得代替率も、40年加入のままで固定して将来の見通しを計算している。

年齢区分を固定してとらえて、マクロ経済スライドを給付水準の引下げという一面からとらえるのではなく、拠出期間の伸びと一緒にとらえることが重要であり、拠出期間45年の時代に合わせた制度設計の見直しが課題となっている。

参考文献

- 高橋俊之 (2024) 『年金制度の理念と構造』 社会保険研究所。
- 厚生労働省年金局数理課 (2020) 『2019 (令和元) 年財政検証結果レポート』。
- 吉原健二・畑満 (2016) 『日本公的年金制度史』 中央法規。
- 堀勝洋 (2022) 『年金保険法 (第5版)』 法律文化社。

(たかはし・としゆき)

Increase in life expectancy leads to longer premium contribution period

TAKAHASHI Toshiyuki*

Abstract

The average life expectancy of a 65-year-old person has increased by about 10 years in the last 60 years. It will increase by another 3 years in the future. Many people are worried about their future pensions due to the declining birthrate and aging population, but the number of employed people supporting one unemployed person is actually increasing due to the increase in the number of elderly people and women working. As the average life expectancy increases, the period of employment (i.e. the period of contribution of insurance premiums) is also increasing. In the past, when the retirement age was raised from 55 to 60 due to the increase in average life expectancy, the 1985 legal reform explained that the benefit multiplier rate would be reduced over 20 years, but the contribution period would be extended from 32 to 40 years, so the amount of pension benefits would not change. Due to the macroeconomic sliding adjustment introduced in the 2004 legal reform, the benefit level is expected to decrease by about 20% in terms of the income replacement rate, but this is because the contribution period is fixed at 40 years. As the obligation to continue employment for all those who wish to continue until the age of 65 is completed in 2025, the contribution period will be extended to prevent the pension level from decreasing. This was shown in the distribution estimates in the fiscal review for 2024. Because average life expectancy and working life spans have increased, it is necessary to extend the contribution period for basic pensions to 45 years, and it is important to explain the macroeconomic slide adjustment in conjunction with the increase in the contribution period.

Keywords : Increase in life expectancy, macroeconomic slide, extension of basic pension contribution period to 45 years

* Special Researcher at the Japan Research Institute, Ltd.; Former Director-General of the Pension Bureau of the Ministry of Health, Labor and Welfare